						法第三十二条第一項第六号に掲げる施設		第七条第一号に掲げる物件			
上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	看板（アーチであるものを除く。）		標識	旗ざお	
					一時的に設けるもの	その他のもの		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの
			占用面積一平方メートルにつき一日	占用面積一平方メートルにつき一月	表示面積一平方メートルにつき一年		一本につき一年	一本につき一日	一本につき一月
二五、〇〇〇	九、〇〇〇	三、四〇〇	三〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二、七〇〇	三〇〇	三、〇〇〇
二、四〇〇	一、五〇〇	一、四〇〇	四八	四八〇	四八〇	四、八〇〇	一、一〇〇	四八	四八〇
九〇〇	五四〇	一、〇〇〇	一八	一八〇	一八〇	一、八〇〇	八一〇	一八	一八〇
四三〇	二六〇	八五〇	九	八七	八七	八七〇	六八〇	九	八七
二九〇	一八〇	七八〇	六	五九	五九	五九〇	六三〇	六	五九

																				第七条第八号に掲げる施設	
幕（第七条第四号に掲げる施設で用いるものを除く。）				アーチ		第七条第二号に掲げる工作物	第七条第三号に掲げる施設	第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	地下トンネル（地下のルートを除く。）に設けるもの			上空に設けるもの	その他のもの						
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	車道を横断するもの	その他のもの								階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの								
占用面積その一平方メートルにつき一日	占用面積その一平方メートルにつき一月	一基につき一月				占用面積一平方メートルにつき一月															
三〇〇	三、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三、四〇〇	Aに〇・〇三一を乗じて得た額						Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額							
四八	四八〇	四、八〇〇	一、四〇〇																		
一八	一八〇	一、八〇〇	一、〇〇〇																		
九	八七	八七〇	八五〇																		
六	五九	五九〇	七八〇																		